

広島大学附属東雲小学校 いじめ防止基本方針

平成29年2月改定

広島大学附属東雲小学校長

広島大学附属東雲小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向や内容等について定めるものである。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

第1 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。よって、本校ではすべての児童がいじめを行わないようにすること、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

第2 児童はいじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

第3 いじめのない環境ですべての児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、加えてその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（基本施策）

第4 学校におけるいじめ防止のため、次の各号に掲げる施策を行う。

- (1) 学校の重点目標のひとつに「いじめ防止等への取組み」を掲げ、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させるとともに、いじめを生まない土壌をつくるために組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて行う道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 児童がいじめ防止に資することとして自主的に行う児童会活動への支援を行う。

- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発及びその他必要な措置として、リーフレット等の配布やいじめ防止のための講演会を実施する。

(早期発見及び情報共有化のための措置)

第5 いじめを早期に発見するため、次の各号に掲げる措置を行う。

- (1) いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
- ①児童対象のアンケート調査 年2回(6月, 11月)
 - ②学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回(6月, 11月)
- (2) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
- ①スクールカウンセラーの設置・活用
 - ②いじめ相談窓口(教育相談委員会)の設置
 - ③保護者対象教育相談 年4回(7月, 9月, 12月, 1月)
 - ④保護者対象個人懇談 年3回(5月, 10月, 3月)
- (3) いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

第6 教職員間におけるいじめに関する情報の共有と、児童の生活と心の安定を図るため、次の各号に掲げる情報交流の場を設定する。

- (1) 職員朝会、会議における児童に関する情報交流 毎週2回(火曜日, 木曜日)
- (2) 「生活・心座談会」 年6回(4月2回, 7月, 8月, 12月, 3月)
- (3) 児童の情報共有化のためのファイル作成(東雲ポスト内「子どものことで」)

(インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策)

第7 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として情報モラルに関する研修会等を行う。

(いじめ防止等に関する措置)

第8 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「教育相談委員会」を置く。

- (1) 構成員
 - ①校長
 - ②副校長
 - ③主幹
 - ④教育相談委員長

- ⑤児童部長
- ⑥学年部主任
- ⑦保健主事
- ⑧養護教諭
- ⑨その他校長が指名する者

(2) 活動内容

- ① いじめ防止に関する取組みの計画立案，実施，検証及び改善に関すること
- ② いじめの相談，通報の窓口に関すること
- ③ いじめの早期発見に関すること
- ④ いじめの事案への対応に関すること
- ⑤ その他いじめの防止，発見及び対応等に関すること

(3) 開催

月1回を定例として開催（企画委員会と併せて）し，いじめ等の事案の発生等において必要があると認められるときは，校長の指示により随時開催する。

(いじめに対する措置)

第8 いじめの事実があると思われるときは，次に掲げる措置を行う。

- (1) 児童，保護者及びその他の関係者からいじめに係る相談を受けたとき，もしくは児童がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，いじめの有無の確認を行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は，いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため，学年部構成員を中心とする複数の教職員が協力して，いじめを受けた児童及び保護者に対する支援を行う。また，いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要があると認めるときは，保護者と連携を図りながら，いじめを行った児童を別室等で学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間で争いが起きることがないように，いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための措置及びその他必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，広島大学及び所轄警察署と連携して対処する。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報する。

(重大事態への対処)

第9 いじめにより児童の生命，身体及び財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき，又はいじめにより児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされる

疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生したときは、速やかに、理事（教育担当）に報告する。
- (2) 理事（教育担当）の指示により、当該事案の調査を行うための組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 調査により明らかになった事実関係その他の必要な情報については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で説明する。
- (4) 調査結果については、理事（教育担当）に報告する。

（学校評価における事項）

第 10 いじめの事実を隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の事項を学校評価の項目に加える。

- (1) いじめの早期発見に関する取組みに関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組みに関すること。